

第 7 号議案

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。